

# 現 場 説 明 書

1 工 事 名 令和元年度新港地区新港2号岸壁防舷材取替工事  
2 監 督 員 みなと振興部 港湾整備課

## 説 明 事 項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 契約の保証について

#### 契約の保証

#### 要

#### 不要

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

### 3. 前払金について

#### 前払金

#### する

#### しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 4. 中間前払金について

#### 中間前払金

#### する

#### しない

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

### 5. 部分払について

#### 部分払

#### する(回以内)

#### しない

### 6. 繼続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について

- (1) 繼続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初 年 度 ( 年度 )	%	支払限度額 • 請負代金額 の %
第 2 年 度 ( 年度 )	%	支払限度額 • 請負代金額 の %
第 3 年 度 ( 年度 )	%	支払限度額 • 請負代金額 の %

- (2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。

## 7. 契約に関する事項について

### (1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

### (2) 提出書類関係

#### ア 請負代金内訳書

要提出(契約締結後 7 日以内)

提出不要

#### イ 工 程 表

要提出(契約締結後 7 日以内)

提出不要

#### ウ 着 手 届

着手後 5 日以内に提出すること。

#### エ 現場代理人及び 主任技術者等届

契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

#### オ 下請負関係書類

下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。

- ・施工体制台帳
- ・施工体系図
- ・再下請負通知書（再下請負の発注がある場合）

#### カ 直 営 工 事 届

下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

### (3) 監督員通知関係

監督員を 2 人以上置くこととした場合において、権限を分担させるとときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

### (4) 支給材料、貸与品関係

#### ア 支 給 材 料

あり

なし

#### イ 貸 与 品

あり

なし

### (5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

### (6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

### (7) 部分引渡し関係

#### 部分引渡し指定部分

あり

なし

### (8) 火災保険等の関係

#### 火災保険その他の保険の付保条件

あり

なし

## 8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が 500 万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報<工事>において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

## 9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 請負者は、当初請負代金額が500万円以上の場合は、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（第1号様式（建退共））、「建設業退職金共済関係提出書」（第2号様式（建退共））、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」（第3号様式（建退共））を工事しゅん工時に監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合又は対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」（第4号様式（建退共））を契約締結後1箇月以内に監督員に提出すること。  
なお、当初請負代金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるとときは、関係資料を提出しなければならない。
- (3) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、元請負者は建退共加入手続及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は工事成績評定において考慮される事となる。

## 11. 施工計画書の提出について

### (1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

ア 当初請負代金額が 500 万円未満の工事、又は当初工期が 60 日未満の工事

イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事

ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

### (2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載（別表）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

### (3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

### (4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

## 12. ワンデーレスponsの取り組みについて

### (1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスponsに取組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

### (2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

## 13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

## 14. 下請負者について

### (1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

### (2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

## 15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 16. 技術的事項について（別紙）

# 特記仕様書

## 1 工事件名

令和元年度新港地区新港2号岸壁防舷材取替工事

## 2 工事概要

付属工

防舷材 19基

構造物撤去工

防舷材撤去 19基

## 3 施工場所

横須賀市新港町地先

## 4 工期

自 令和 年 月 日

至 令和 3年 3月 15日

## 5 工事仕様

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾工事共通仕様書（社団法人 日本港湾協会発行）」及び「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項等に読み替えて使用する。

ただし、使用材料等の基準が改正された時は、新基準に基づくものとする。

なお、特記仕様書を最優先するものとする。

## 6 下検査の実施について

しゅん工検査前に、現場代理人が立会いの上、港湾整備課の実施する下検査を受けなければならぬ。

## 7 工事基準面について

本工事の工事基準面は、東京湾平均海面-1.020mとする。

## 8 工事コストの表示について

当初請負金額1,000万円以上の工事においては、工事標示看板に工事費として当初請負金額（万円単位）を表示すること。ただし、変更契約時に看板の工事費表示を変更する必要はない。記載例「工事費1億2,500万円」

## 9 施工管理について

本工事の施工管理の方法、品質及び出来形の規定値は、日本港湾協会発行の「港湾工事共通仕様書（最新版）」及び神奈川県発行の「土木工事施工管理基準（最新版）」によるものとし、監督員の指示に従い施工管理を行うものとする。ただし、使用材料等の基準が改正されたときは、新基準に基づくものとする。

## 10 法定外の労災保険について

本工事の現場管理費には、法定外の労災保険の経費を含んでいるので、その写しを提出すること。

## 11 防舷材について

防舷材はV型とし、形状寸法及び性能は下表とする。

形状寸法	吸収エネルギー	反力
H × L 500×2,000	110 kN・m以上	810 kN以下

## 12 無石綿（アスベスト）化への対応

本工事で使用する建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。また、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること。

## 13 建設リサイクル法について

平成 14 年 5 月 30 日施行「建設リサイクル法」に基づき、必要な書類を工事主管課に提出すること。ただし、請負金額が 500 万円未満の場合は、不要とする。

## 14 出来形について

出来形については、管理図により出来形図表を作成するとともに、設計図に朱色で完成寸法を入れた資料を提出すること。

## 15 しゅん工図について

- (1) A3 判しゅん工図（原図・課長までの決裁を取ったもの）
- (2) A3 判しゅん工図（しゅん工書類に添付）
- (3) しゅん工図面を CD に記録し提出すること。

なお、CD への記録は(1)の図面を原寸のまま 400dpi でスキャンし、PDF 形式にて記録すること。また CD 表面には「施工年度」、「工事名称」、「請負者名」、「監督員名」を記入すること。詳細は監督員の指示に従うこと。

## 16 工事写真帳について

- (1) 工事写真アルバム（32cm×33.5cm、緑色）を使用し、2 冊以上になる場合には、(2 の 1)、(2 の 2) と表示すること。
- (2) 表紙に、工事名・工事場所・工期・発注者名・施工社名を記入し社印を押印する。また背表紙をつけること。
- (3) 上記提出方法以外で工事写真帳を提出する場合は、監督員の承諾によるものとする。

## 17 しゅん工検査時に必要な書類について

横須賀市ホームページ>市政情報>入札・契約・検査>検査情報>土木工事関係書類一覧表（令和 2 年 4 月改定）を参照し作成すること。

なお、上記一覧表以外の書類については、監督員の指示によるものとする。

## 18 施工実態調査について

本工事で実施する下記工種について施工実態を把握したく、作業完了後、提示した入力の手引きに従い調査票に実績を入力したものを印刷し、しゅん工書類に添付すること。  
併せて電子媒体（CD等）で提出すること。詳細調査がある場合は、施工計画書「PDF形式」、施工写真「JPEG形式」（施工状況の分かるもの数枚）も電子媒体（CD等）で提出すること。  
なお電子媒体については提出前に監督員に相談すること。

番号	調査票工種名	モニタリング調査対象となる工種	詳細調査対象工種	本工事対象工種
1	浚渫・埋立工	浚渫、床掘、埋立および土取等の <sup>ハシフ</sup> 浚渫、グラブ浚渫	ハック丸 浚渫工	
2	排砂管設備工	浚渫土砂等の排送に伴う排砂管設備の施工	—	
3	土捨工	浚渫、床掘、埋立および土取土砂の土運船運搬	—	
4	揚土工	浚渫土砂等の空気圧送船、バージアローダ船およびリクレマ船等による揚土	—	
5	海上地盤改良工	海上で行う港湾・海岸構造物の基礎地盤の改良	—	
6	石材等投入均し工	・防砂目地板及び吸出し防止の施工 ・置換砂、敷砂、差異化土砂、盛砂の土砂の投入・均しの施工 ・捨石、被覆石及び裏込石の石材均しの施工 ・捨石、被覆石及び裏込石の石材均しの施工	機械均し工	
7	洗掘防止工	基礎工、消波工底面等に洗掘防止で敷設するアスファルトマット、帆布および合成樹脂マットで敷設する帆布	—	
8	ケーツ製作工	ケーツ製作台船製作、陸上製作及び海上打継等のケーツ製作	—	
9	ケーツ据付工	ケーツの進水、仮置及び据付（中詰材、止水板および上蓋の施工含む）	—	
10	ブロック製作工	各種本体ブロック、各種プレキャストブロック（蓋コンクリート等）、異形ブロックの製作	—	
11	ブロック据付撤去工	各種本体ブロック、各種プレキャストブロック（蓋コンクリート等）、異形ブロックの運搬据付及び撤去	—	
12	矢板等打設引抜工	・鋼矢板、鋼管矢板、H形鋼及び鋼管杭の打設・引抜 ・上記に伴う水中先行掘削及び導材の施工	—	
13	控工	控え工（腹起、タイ材）の施工	—	
14	コンクリート構造物工	本体、蓋、上部および控頂部等の場所（現場）打ちコンクリートの施工	海上コンクリート打設工	
15	付属工等	車止め、縁金物の取替	—	○
16	舗装工	係留施設・荷役施設等におけるコンクリート並びにアスファルト舗装工事の施工	—	

## 19 その他

(1) 本仕様書及び本仕様書に記載無き事項で疑義が生じた場合は、監督員と協議の上決定すること。

## 建設副産物実態調査に係る特記仕様書

- 1 元請業者は、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（調査対象となる建設資材の利用及び建設副産物の発生・搬出がない工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用（促進）計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	生コンクリート、コンクリート二次製品（有筋、無筋）など
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	山砂、建設発生土、土質改良土、建設汚泥処理土、再生コンクリート砂(RC-10)など
	碎石	鉱さい、クラッシャーラン、ぐり石など
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
搬出する建設副産物	その他の建設資材	
	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）	

## 2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページhttp://www.recycle.jacic.or.jp/から建設副産物情報交換システムにログインする。  
システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。(「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式一」の作成)
- (3) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画)」を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。
- (5) 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)」を印刷し、監督員に提出する。
- (7) 建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、再生資源利用(促進)計画書、再生資源利用(促進)実施書および建設リサイクル法に基づく再資源化報告書は監督員に提出されたものとみなす。

## 3 データ入力上の留意点

### (1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出(一種発生土～浚渫土)には、「地山m<sup>3</sup>」で入力し、建設資材利用(土砂)には、「締めm<sup>3</sup>」(表2、土量の変化率Cを考慮)で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00
軟岩 I	軟岩 II	中硬岩	硬岩 I			
1.15	1.20	1.25	1.40			

(例)

掘削 100 m<sup>3</sup>

埋戻し 20 m<sup>3</sup> (締めm<sup>3</sup>) . . . 「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。

22 m<sup>3</sup> (地山m<sup>3</sup>) . . . 「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。

20 m<sup>3</sup>/変化率C (仮に0.9とする) = 22 m<sup>3</sup>

処分 78 m<sup>3</sup> (地山m<sup>3</sup>) . . . 「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。

$$100 \text{ m}^3 - 22 \text{ m}^3 = 78 \text{ m}^3$$

(2) 建設資材利用について

ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

- ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県の建設リサイクル資材認定資材一覧表（以下、認定一覧表という）を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目(建設資材の「分類」)	建設リサイクル資材の品目名
土砂(建設汚泥処理土)	再生改良土
	再生流動性埋戻材
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
碎石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋)※
	再生舗装用ブロック (平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋)※
木材	再生木質ボード
	再生集成材・合板
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。

ウ R C - 1 0 (再生砂) を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を神奈川県のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを神奈川県の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を神奈川県の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を「5 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)」と選択する。

## 施工条件明示事項

1. 当該工事の施工条件明示事項は、下記表□内の黒塗り部分が対象となる。ただし、明示されているものは特に必要なものであり、全てに対して明示されているものではない。
2. なお、請負者は下記明示事項やそれ以外に該当すると思われるもので、明示されていない場合には、その都度監督員と協議するものとする。

明示項目	明示事項
■ 工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響 <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限（準備工期の設定等） <input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立 <input type="checkbox"/> ■ 関係機関等との協議条件による影響 <input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間 <input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数
□ 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の民有地等の借地 <input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容
□ 周辺環境関係 （公害、排水等）	<input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）対策 <input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策 <input type="checkbox"/> 事業損失防止関係
□ 安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定 <input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限 <input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設 <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策
□ 工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限 <input type="checkbox"/> 搬入路の使用中及び使用後の処置 <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置 <input type="checkbox"/> 一般道路の占用
□ 仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設物（仮土留、足場等）の他の工事への転用若しくは兼用 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定
■ 建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件 <input type="checkbox"/> 建設副産物の現場での再利用及び減量化 <input type="checkbox"/> ■ 建設副産物及び建設廃棄物の処理
□ 薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査
□ 工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事との重複施工
□ その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き <input type="checkbox"/> 工事現場発生品 <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品 <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等 <input type="checkbox"/> 架設工法の指定 <input type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定 <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定 <input type="checkbox"/> 部分使用 <input type="checkbox"/> 給水の必要 <input type="checkbox"/> 電子納品対象工事特記仕様書

# 施工条件明示

## ■工程関係

### 1. 関係機関等との協議条件による影響

施工箇所は、工事期間中も船舶の係留等が想定されるため、施工時期及び施工位置については横須賀港ふ頭管理事務所と協議するものとし、本事務所において毎月実施されるバース会議に出席して工事説明及び工程調整を実施すること。

## ■建設副産物関係

### 2. 建設副産物及び建設廃棄物の処理

本工事の施工により発生する建設副産物の処理については下記のとおりとする。

種類	受入れ場所	運搬距離	受入れ条件
防舷材	横須賀市内川 2-2-11	L=6.3 km	処分場の決まりのとおり。

1. 処分は上記内容で積算をしている。
2. 建設副産物の搬出に際しては、再生資源の活用の促進に関する法律に基づく再生資源利用促進計画書(実施書)を作成し監督職員に提出しなければならない。

# 積算諸条件調書に係る追加事項

※次の1～10該当する場合は考慮すること

## 1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、「ホームページ(各部局の工事積算情報)」の「市独自単価一覧表」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

## 2 港湾・漁港工事積算基準コード対応について

港湾請負工事積算基準を適用している場合は、独自のコードを使用している。

出典などを記載した対応表をみなと振興部のホームページで公開している。

[http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6630/minato/kensetu/kouwan\\_tanka.html](http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6630/minato/kensetu/kouwan_tanka.html)

## 3 単価表コードについて

設計積算書の各単価表コードは、以下のとおりである。

港湾請負工事積算基準適用:D H …, DHG …, DHT …, C H …

神奈川県土木工事標準積算基準書適用:W B …, C B …, W K …, D …, C D …

下水道用設計標準歩掛表適用:DKG …, DKK …

なお、神奈川県土木工事標準積算基準書を使用する場合は、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準表のコードに適用している。

## 4 市場単価の端数処理について

市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価=金額を算出している。

## 5 土砂検定費について

単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象となりません。

## 6 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について

桁等購入費 あり なし

## 7 施工パッケージ型積算のタイヤ損耗費及び補修費への対応について

ダンプトラックの東京単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、積算単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額を計上している。

## 8 仮設材賃料の補正について

供用月当たり賃料区分が変わることにより、日数の増加に比例せず金額が減少する場合には、減少する時点の上限額として、減額補正をしている。

## 9 コンクリート単価について

生コンクリート「18-8(高炉)、水セメント比65%以下」の規格を満足させるには、横須賀市生コンクリート協同組合各社において、「21-8(高炉)、水セメント比指定なし」となるため、積算では、「21-8(高炉)、水セメント比指定なし」の単価を計上している。

## 10 基準書等の適用について

(1) 港湾請負工事積算基準	令和2年度版
(2) 漁港漁場関係工事積算基準	令和2年度版
(3) 土木工事標準積算基準書(土木工事編I, II)	令和2年8月1日版
(4) 積算参考資料(土木工事編)	令和2年8月1日版
(5) 土木工事標準積算基準(電気・機械編)	令和2年8月1日版
(6) 下水道用設計標準歩掛表	令和2年度版
(7) 船舶および機械器具等の損料算定基準	令和2年度版
(8) 建設機械等損料表	令和2年度版


令和 02 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当初 )

設 計 書 番 号	年度 02	
事 業 所 名	横須賀市みなと振興部	
(工事・業務)名	令和元年度新港地区新港2号岸壁防舷材取替工事	
(工事・業務)箇所	横須賀市新港町地内	
(河川・路線・区域)名	横須賀港(新港地区)	
単価採用地区名	横須賀	
事 業 区 分		
工 期	令和 03 年 03 月 15 日 まで	
設 計 金 額	( 円 ) 円	
設 計 概 要		
(起工・変更)理由		

横須賀市

令和 02 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当初 )

<支出科目>

款	09 土木費
項	04 港湾費
目	02 港湾施設整備費
節	15 工事請負費
細節	51 工事請負費 [建設目]

<合併区分情報>

合併処理設定	しない
	区 分 1
	区 分 2
	区 分 3
	区 分 4
	区 分 5
	区 分 6
	区 分 7
	区 分 8

<全体金額情報>

	当初積算額 (a) 前回変更請負額(b2)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
本工事費						
工事価格						
消費税等相当額						

令和 02 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	主たる工種	【港湾】防舷材・電気防食単独工事		
	施工地域・工事場所区分	【港湾】重要港湾・地方港湾(1)		
	現場環境改善費計上区分	計上しない		
	緊急工事による補正	補正しない		
	前払金支出割合	35%を超える場合		
	契約保証の方法	金錢的保証		
	間接工事費率補正(上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合)			
	共通仮設費率補正	0.00%		
	現場管理費率補正	0.00%		
	一般管理費率補正	0.00%		
	間接労務費・工場管理費計上区分			
	漁港漁場(港湾)工事積算基準書 適用年版	令和02年度 適用		
	土木工事資材等単価表 適用年版	令和02年10月1日基準		
	係数ランク	ランク 1		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考

(その他情報欄)

本工事費内訳書

(上段:前回 下段:今回)

費目 工種 種別	数量	単位	単価	金額	摘要
本工事費					
護岸・岸壁・物揚場		式			
	1				
付属工		式			
	1				
防舷材工		式			第 0001 号 内訳書
	1				
構造物撤去工		式			
	1				
撤去工		式			第 0002 号 内訳書
	1				
直接工事費計		式			
	1				
共通仮設費計		式			
	1				
技術管理費		式			第 0940 号 内訳書
	1				
共通仮設費(率分)		式			【千円止】
	1				
純工事費		式			
	1				
現場管理費		式			【千円止】
	1				
工事原価		式			
	1				

本工事費内訳書

(上段:前回 下段:今回)

費目 工種 種別	数量	単位	単価	金額	摘要
一般管理費等		式			
	1				
工事価格		式			【万円止】
	1				
消費税及び地方消費税相当額		式			
	1				
本工事費計		式			
	1				

第0001号 内訳書  
防舷材工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 防舷材		式			第0001号下内
	1				
合 計					

第0002号 内訳書  
撤去工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
(AMA0020) 防舷材撤去		式			第0002号下内
	1				
合 計					

第0940号 内訳書  
技術管理費

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
(AMA0030) 技術管理		式			第0003号下内
	1				
合 計					

第0001号 下位内訳書  
AMA0010 防舷材

1 式 当り  
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
(DH107040) 埋込栓取付	19	基			第0001号単価表
J01=陸上, J02=H = 500~800mm未満, J03=5基以上(標準), J04=後付け	19	基			
(DH107050) 防舷材取付	19	基			第0002号単価表
J01=陸上, J02=無し, J03=H = 500~800mm未満, J04=ラブレーンクレーン, J05=(油圧伸縮ジップ型)16t吊, J07=5基以上(標準)	19	基			
(TJ0020) 足場設置撤去	19	基			
合 計					
	1	式			円／式

第0002号 下位内訳書  
AMA0020 防舷材撤去

1 式 当り  
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
(DH115070) 防舷材撤去	19	基			第0004号単価表
J01=H = 500mm以上800mm未満, J02=ラブレーンクレーン, J03=(油圧伸縮ジップ型)16t吊	19	基			
(CB010410) 現場発生品・支給品運搬	4	回			第0005号単価表
J01=クレーン装置付4t級2.9t吊, J02=9.0km以下, J03=2.6t超2.95t以下	4	回			
(TJ0010) 防舷材処分費	10,830	k. g			
合 計					
	1	式			円／式

第0003号 下位内訳書  
AMA0030 技術管理

1 式 当り  
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 施工実態調査		式			第0006号単価表
	1				
合 計					
	1	式			円／式

第0001号 単価表  
DH107040 埋込栓取付

6 基 当り  
適用年版 T0210

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
(Y300203100) -00001 防舷材後付用取付金具 500H×2000L用(樹脂カバセル含む)	6	基			
(Q301302130) 埋込栓取付 H=500~800mm未満(陸上)	6	基			
合 計					
	1	基			円／基
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 施工区分	1		陸上		
J02 防舷材または梯子の高さ	3		H = 500~800mm未満		
J03 施工規模	1		5基以上(標準)		
J04 施工方式	2		後付け		

第0002号 単価表  
DH107050 防舷材取付

6 基 当り  
適用年版 T0210

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
(Y300203000) -00002 V型防舷材 500H×2000L	6	基			
(Q301301130) 防舷材取付 H=500~800mm未満(陸上)クレーン抜き	6	基			
(DHT20850) ラフテレンクレーン(排出ガス対策型)(油圧伸縮ジブ型)		日			第0003号単価表
合 計					
	1	基			円／基
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 施工区分	1		陸上		
J02 足場が必要な場合	1		無し		
J03 防舷材の高さ	3		H = 500~800mm未満		
J04 陸上クレーンの機種	1		ラフテレンクレーン		
J05 ラフテレンクレーンの規格	1		(油圧伸縮ジブ型)16t吊		

第0002号 単価表  
DH107050 防舷材取付

6 基 当り  
適用年版 T0210

J07 施工規模	1	5基以上(標準)
----------	---	----------

第0003号 単価表  
DHT20850 ラフテレーンクレーン(排出ガス対策型)(油圧伸縮ジグ型)16t吊

1 日 当り  
適用年版 T0210

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(L301010250) ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジグ型] 16t吊		【賃料】			
		日			
合 計					
	1	日			円／日

第0004号 単価表  
DH115070 防舷材撤去

4 基 当り  
適用年版 T0210

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(Q302801030) 防舷材撤去 H=500mm以上800mm未満 クレーン抜き					
	4	基			
(DHT20850) ラフテレーンクレーン(排出ガス対策型)(油圧伸縮ジグ型)					第0003号単価表
		日			
合 計					
	1	基			円／基
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 防舷材の高さ	3	H = 500mm以上800mm未満			
J02 クレーンの機種	1	ラフテレーンクレーン			
J03 ラフテレーンクレーンの規格	1	(油圧伸縮ジグ型)16t吊			

第0005号 単価表 機労材構成比情報  
CB010410 現場発生品・支給品運搬

1回 当り  
適用年版 T0210

名 称 / 規 格	東京単価	構成比	地区単価	明細情報	摘要
トラック[クレーン装置付] ベーストラック4t級 吊能力2.9t	M000302013		【損料】		M000302013
運転手(特殊)	R0114				R0114
普通作業員	R0102				R0102
軽油 1.2号	Z006702002				Z006702002
標準単価		積算単価			
	1回	当り			
			円/回		
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 トラック機種	2		クレーン装置付4t級2.9t吊		
J02 片道運搬距離(km)	3		9.0km以下		
J03 1回当たり平均積載質量(t)	10		2.6t超2.95t以下		

第0006号 単価表  
SJ0010 施工実態調査

1式 当り  
適用年版 T0210

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	单 位	单 価	金 額	摘要
(TJ0030) 施工実態調査費 モニタリング調査 付属工	1	工種			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

登 錄 單 價 一 覧 表